

## 令和3年度第3回多摩市公契約審議会 要点録

### 1 開催日時及び会場

令和3年10月4日（月）午後3時15分から  
多摩市役所 301、302会議室

### 2 出席者（5名）

出席者 古川会長、脇田副会長、萩生田委員、野田委員、佐々木委員（欠席：なし）  
事務局 櫻田総務契約課長、山田契約係長、新見主任、佐藤主事

### 3 会長挨拶

今回審議しなければならない議題は、本日中に結論を出す必要がある重要な案件のため、鋭意審議を進めていただきたい。

### 4 議題

#### （1）審議事項

##### ①労務報酬下限額の考え方について

\*事務局が資料1、1-1にて内容説明。

##### 1 工事の労務報酬下限額

（1） 熟練労働者について(条例第7条第1項第1号に規定する額)

##### ○意見等

・特になし。

##### ○審議結果

・熟練労働者、一人親方については、令和3年10月1日現在の公共工事設計労務単価の90%とする。職種別の単価は資料1-1のとおりである。

（2） 熟練労働者以外について(条例第7条第1項第2号に規定する額)

##### ○意見等

委員 来年度の最低賃金額が28円引きあがると考えるのであれば、少なくとも同等の金額の引き上げをお願いしたい。

会長 近隣地域の市場の賃金の相場を勘案せず、かけ離れた金額にしてしまうと、契約において新たに受託する者の参入が難しくなってしまうのではないか。

委員 最低賃金額を上げることの影響は大きく、慎重に議論を進めていく必要がある。

##### ○審議結果

・熟練労働者以外の労務報酬下限額については、（案2）前年度の審議会と同様の考え方とし、令和4年10月最低賃金が28円アップすることを鑑み、1,103円とする。

（3） 熟練労働者と熟練労働者以外の割合について（条例第7条第1項第1号に規定する割合）

○意見等

・特になし。

○審議結果

・令和4年度においても、従前どおりの考え方を継続し、全労働者の従事業種ごとの80%以上とする。

2 業務委託・指定管理の労務報酬下限額について

\*事務局が資料1, 2にて内容説明。

（1） 個別に労務報酬下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額（条例第7条第1項第2号に規定する額）

○意見等

委員 今年最低賃金額が28円増額したことを考慮すると、来年増額が今年を下回ることは考えにくく、令和4年10月1日からの最低賃金額は28円以上の増額となるのではないかと。

委員 α部分については、6円ということは確保していきたい。過去の経緯もあり、6円を下回るといったことはないのではないかと。また、6円を上回るような経済状況でもないためα部分は6円が妥当ではないかと。

会長 事務局が作成しているシミュレーションでαの想定パターンに6円を載せていないのはなぜか。

事務局 αを6円とすると個別に労務報酬下限額を設定しているものの一部が設定していないものと同額もしくはそれ以下となってしまう。そのことを鑑みて、個別の労務報酬下限額をそのまま設定しつづけられるように、α部分に6円という案を作成しなかった。

委員 個別に設定するものが設定しないものと同額となっても、やはりαの6円は確保したい。また、個別で設定したものについて同額となるから設定から外すということではなく、同額として残しておきたい。

委員 議論の内容を鑑みると、α部分は6円が妥当だと考える。

会長 同額となっても、個別で設定したものについては残すこととしたい。

○審議結果

・個別設定していない労務報酬下限額については、令和4年10月1日からの最

低賃金が28円アップすることを前提に労務報酬下限額を1,069円とし、α部分を6円とする。本案件については、1,075円とする。

(2) 個別に労務報酬下限額設定を行ったものの労務報酬下限額（条例第7条第1項第2号に規定する額）

○意見等

会 長 これまでも事務局が各所管課と調整した結果については、尊重していた経過がある。それは、事業者の意見を無視して決めてもうまくいかないという判断があるからである。

委 員 今までの経過からしても、事業者の意見が反映された事務局案でよい。

○審議結果

・資料2に記載された事務局案を採用する。個別に労務報酬下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額と同額となっても残しておく。

② 令和4年度の公契約条例運用に向けた基本的な考え方（案）・答申書について

\*事務局が資料4、5にて内容説明。

○意見等

・特になし

○審議結果

・資料のとおり。空欄部分については本審議会にて決定したとおり。今後、会長より答申（1）を作成し、告示していく。

(2) 報告事項

① 令和3年度公契約条例対象案件工事一覧（令和3年9月21日現在）落札率付について

\*事務局が資料3にて内容説明。

事務局 落札率について確認しながら今後の動向を決めていく必要があるため、本審議会でも直接議論を進めるものではないが、前もっての資料として提出する。

5 閉会